分災沙療算定実務講座

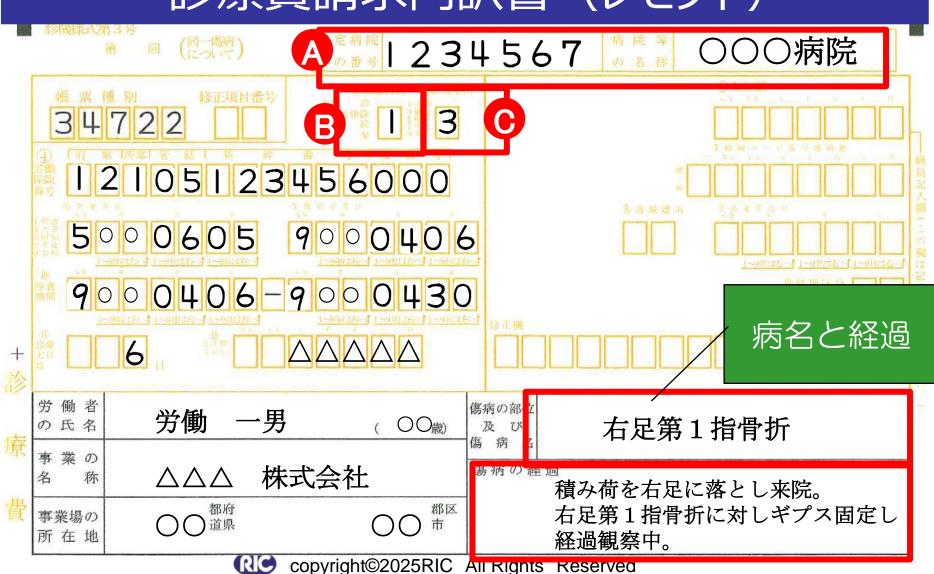


公益財団法人 労災保険情報センター

RIC copyright@2025RIC All Rights Reserved

記入要領

診療費請求内訳書(レセプト)



療養の給付請求書取扱料

2,000円

療養(補償)等給付たる療養の給付請求書

様式第5号 業務災害

様式第16号の3 通勤災害

再発・・・算定不可

療養の給付請求書取扱料

2,000円

転医始診 … 算定不可

療養(補償)等給付たる療養の給付を

受ける指定病院等(変更)届

業務災害 様式第6号

様式第16号の4 通勤災害

初診料

3,850円

災害の発生につき算定

他保険等で継続診療中に 労災保険の初診が行われた場合



初診料 3,850円

初診料

3,850円

災害の発生につき算定

労災で継続診療中に

新たな労災保険の初診が行われた場合



初診料 3,850円

算定例

レセプトは災害ごとに別作成

R7年6月10日 右手関節捻挫

R7年6月15日 腰部打撲



同時に同一医師による診察の場合は どちらか一方の算定になります

算定例 レセプト記入例

診療内容	金額	摘要
①初 診	円	•初診料は同月他負傷日
①再 診 2 回		レセで算定済み
① 指 導 回	円	・再診料は同月他負傷日
80 そ の 取扱い料	円 2,000	レセで算定済み (同一医師による診察)
他	2,000	
小計	2,000円	

救急医療管理加算

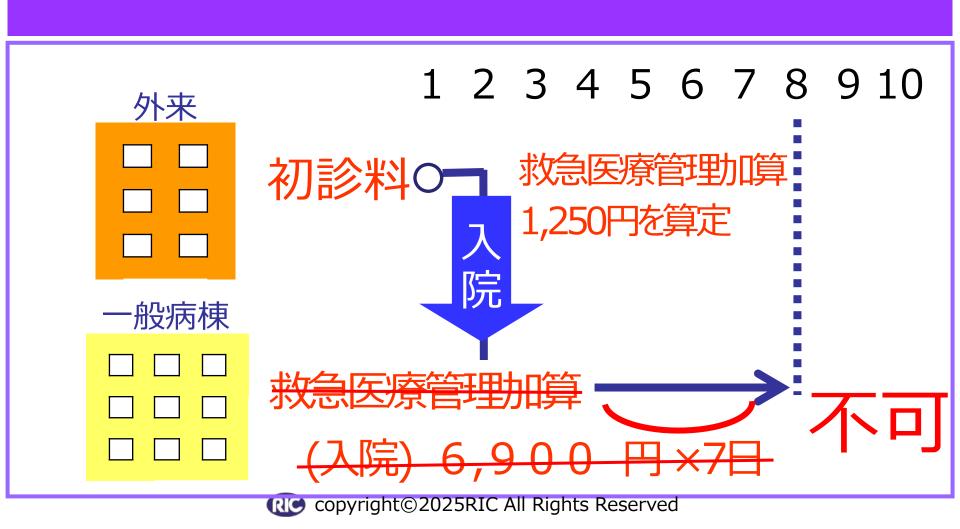
入院外 1,250円 6,900円(1日につき) 入院

7日間を限度

- 初診時に救急医療を行った場合に算定 算定できない場合
 - •再発
 - ・症状が安定した後の転医始診
 - ・初診料(3,850円)が算定できない場合 等

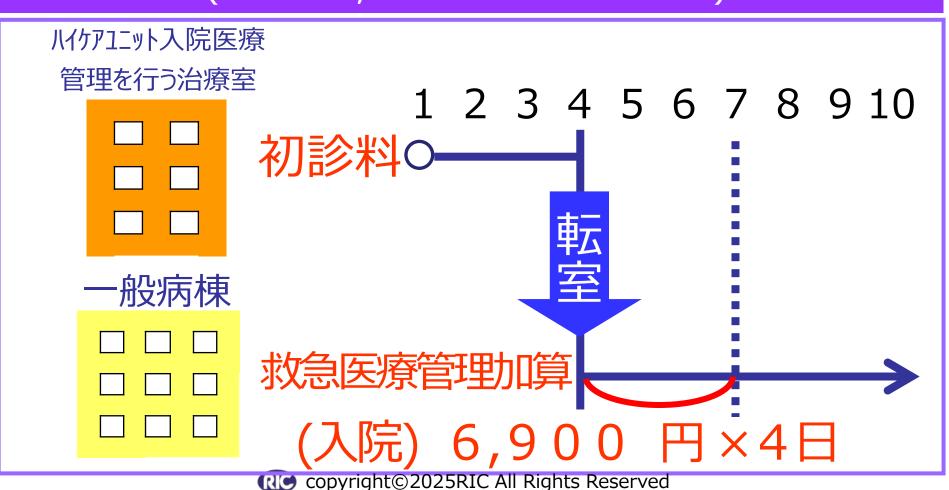
誤請求事例

初診時に外来にて救急医療が行われる 翌日に同一医療機関に7日間入院した場合



算定例3

救急搬送され、パケアユニット入院管理を行う専用の治療室に即日入院となった傷病労働者が、4日後一般病棟へ転室した場合(初診料3,850円を算定する場合)



再 診 料

1,420円

- ・一般病床200床未満の医療機関
- ・一般病床200床以上の医療機関の 歯科、歯科口腔外科

一般病床200床以上の医療機関 (歯科、歯科口腔外科を除く)



外来診療料 を算定

再診時療養指導管理料

920円

再診時に療養上の指導を行った場合に算定

食事、日常生活動作、機能回復訓練とメンタルヘルスに関する指導

ポイント(1)

石綿疾患療養管理料

ポイント(2)

表に掲げる各管理料等

重複算定不可

テキスト68頁

算定例 5/ 9

同一月に次のように指導を行った場合

5/ 9 日常生活動作に関する指導, てんかん指導 5/16 機能回復訓練に関する指導

5/23 日常生活動作に関する指導

5/30 機能回復訓練に関する指導

再診時療養指導管理料 てんかん指導〔B001〕

⇒重複算定不可

①てんかん指導料 250点×12円(又は11.5円) = 3,00円(又は2,875円)

②再診時療養指導管理料 920円×4回 = 3,680円

① < ②より ②再診時療養指導管理料を算定

例題

異なる傷病について複数の診療科で再診 を行い、次のように指導を行った場合

整形外科(再診料1,420円):機能回復 4/ 5 脳外 科(再診料 710円): 日常生活 4/12 整形外科(再診料1,420円):機能回復

4/19 整形外科(再診料1,420円):機能回復 脳外 科(再診料 710円): 日常生活

同時に2以上の診療科で再診を行い、

各々指導を行った場合



再診時療養指導管理料は1回として算定

再診時療養指導管理料

920円×3回=2,760円

石綿疾患療養管理料

225点(月2回限り)

対象

石綿関連疾患

肺がん 中皮腫 良性石綿胸水 びまん性胸膜肥厚 に限る。

要件

診療計画に基づく受診、検査の指示 又は 服薬、運動、栄養、疼痛等の療養上の管理 を行った場合に算定

誤請求事例

入院と外来で各指導の場合

肺がんで入院中 6/2 診療計画に基づき、検査の指示 6/15 肺がんに対する療養上の管理

→ 石綿疾患療養指導管理料 225点×2回

退院後に外来で診療 6/30 日常生活動作に関する指導

→ 再診時療養指導管理料 920円×1回

金額	摘 要
	再診時療養指導管理料
1, 420 円	日常生活動作 1回
920 円	算定不可
	1, 420 円 920 円

外来管理加算の特例

健保では外来管理加算を算定 できない処置等を行った場合

その点数が、外来管理加算の52点に満たない場合、外来管理加算を算定

外来管理加算の特例

外来管理加算の点数に満たない 処置等が2つ以上ある場合

最も低い点数に対して外来管理加算 を算定し、他の点数は外来管理加算 の 5 2 点に読み替える

例題

再診時に次の処置、検査を行った場合 (腰 部)消炎鎮痛等処置(器具) (右 目)眼処置 細隙灯顕微鏡検査(前眼部)



例題

再診時に次の処置、検査を行った場合 (腰 部)消炎鎮痛等処置(器具) (右 目)眼処置 細隙灯顕微鏡検査(前眼部)

消炎鎮痛等処置 (器具) 細隙灯顕微鏡検査 眼処置 外来管理加算

合計

労災

[読替] 5 2点

[読替] **5 2点 2 5点**

特 5 2 点

181点

健保

3 5点

48点

25点

算定不可

108点

レセプト記入例

	- ^		_				L skr	- ^	_		_	^		- 1			1.	<u> </u>		
	診	<u></u>	*	内	容		点数	診	療	内容	¥ 	金	客	良			Ŧ	商 要	,	
①社	刀診	時間]外•1	木日・	深夜			11)1	刀 該							7			4	
					×	回		127	耳 詣	分 1	回	1,	420	円	(‡	寺)	52	X		
12	外羽	长管理	加算	52	<u>_</u> ×	回	52	13‡	目 遠	 拿					•					
再	時間	引外			×	回		80												
診	休	日			×	口		その												
n9	深	夜			×	口		他												
13‡	旨導								/\\	計										
	往	診							۱۱,	ĀI		1,	420) 円						
14)	夜	間											;	摘		要				
在	緊急	息•深在	友					(In	*	消		:结:	富:	生	加 ·	置	尖	. 且`	(阻	要部)
111	在宅	患者	訪問	診療				40	1	1		ンフ て (/H3	•1			\ нн			
宅	その	他																特	52	× 1
	薬	剤							*	眼	<i>Ы</i> П.	罟							25	× 1
	21) 1	内服	薬剤		-	単位				HTK									20	
20		淍剤			×	□		$\sqrt{0}$	*	細	隙	火T!	調	微	籍:	桳	杳	(前	眼	书()
投	22	屯服	薬剤			単位				41.114	1-57	/ TJ ,		/ > \	טעש					
	23	外用	薬剤		Ì	単位												街	52	× 1

四肢加算

(1点未満の端数切り上げ)

(一般処置)

(整形外科的処置)

1.5倍

創傷処置

下肢創傷処置

熱傷処置

絆創膏固定術

鎖骨又は肋骨骨折固定術

重度褥瘡処置

爪甲除去

穿刺排膿後薬液注入

ドレーン法

(皮膚科処置)

皮膚科軟膏処置

皮膚科光線療法

鎖骨·肩甲骨· 股関節含む

手及び手の指 (手関節含む)

関節穿刺

粘(滑)液囊穿刺注入

ガングリオン穿刺術

ガングリオン圧砕法

鋼線等による直達牽引 (2日目以降)

介達牽引

矯正固定

変形機械矯正術

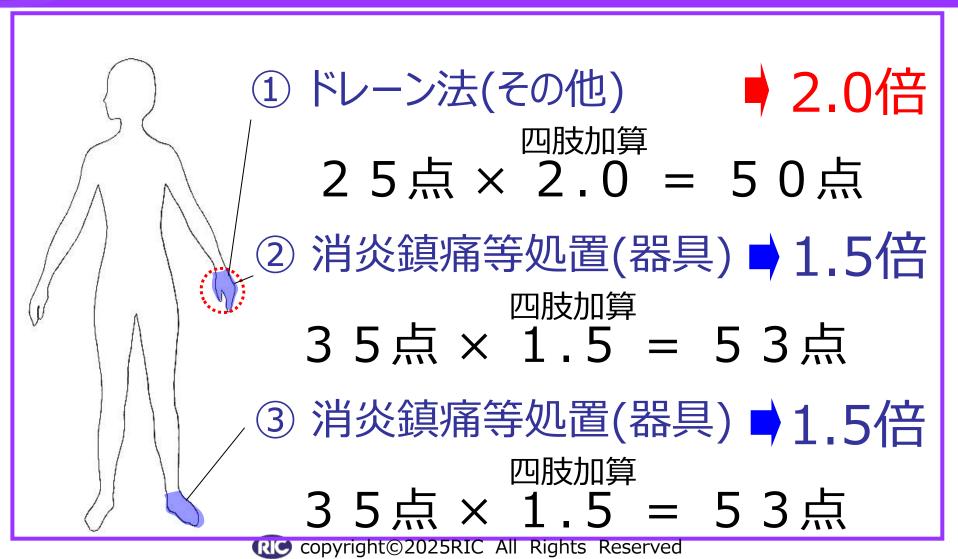
消炎鎮痛等処置

手技による療法 器具による療法

低出力レーザー照射

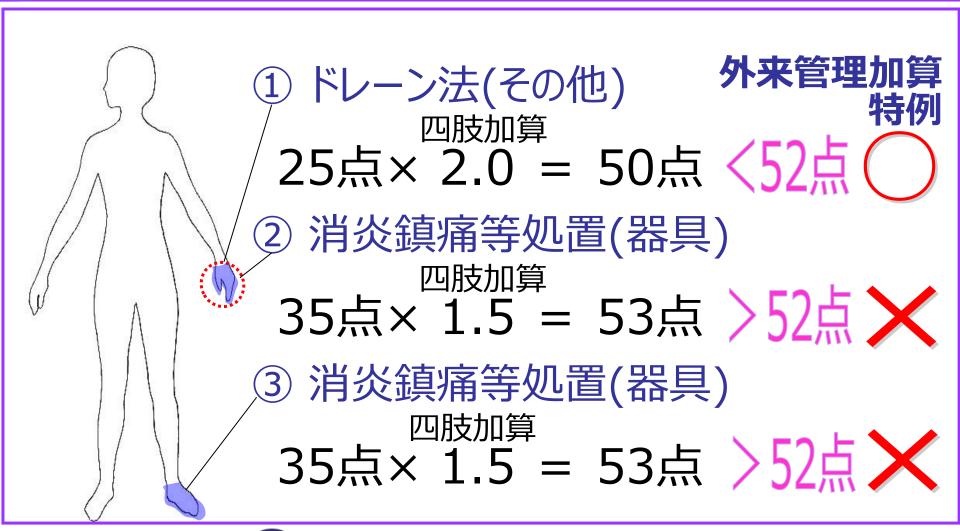
RCcopyright©2025RIC All

- ①左手背にドレーン法(その他のもの)
- ②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
- ③左足背に消炎鎮痛等処置(器具)



例題

- ①左手背にドレーン法(その他のもの)
- ②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
- ③左足背に消炎鎮痛等処置(器具)



外来管理加算の特例



<u>四肢以外</u>に行った創傷処置(100cm未満)



4 5 点として算定し、 外来管理加算の特例の取扱いの 対象とすることができる。

再診時に次の処置を行った場合 (前額部) 創傷処置 10 cm²

ガジ

創傷処置1

外来管理加算

合 計

45点

特 5 2 点

9 7点

健保

5 2点

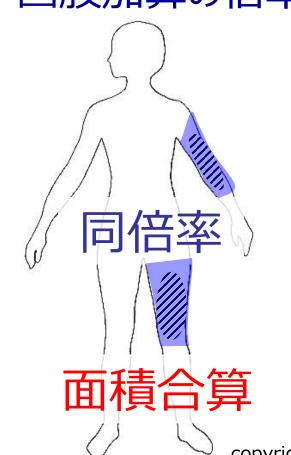
算定不可

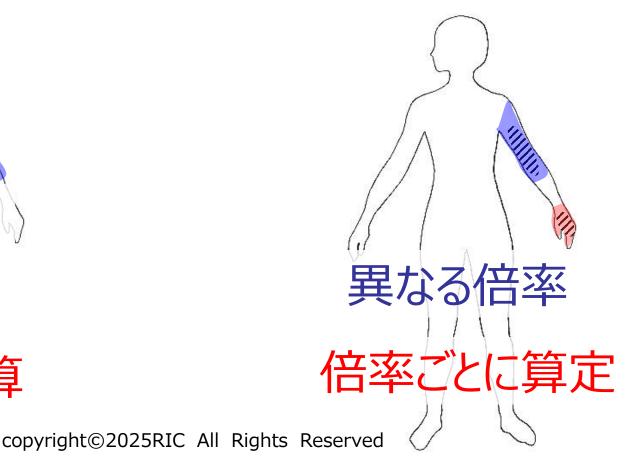
5 2点

四肢加算

ポイント3

健保において処置面積を合算して算定する 「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」 四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定





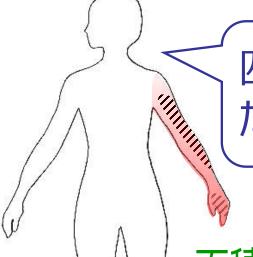
四肢加算

ポイント3

健保において処置面積を合算して算定する

「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」

四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定



四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって行う場合は?

面積を合算し、該当する区分の所定点数に対し 最も高い倍率で算定

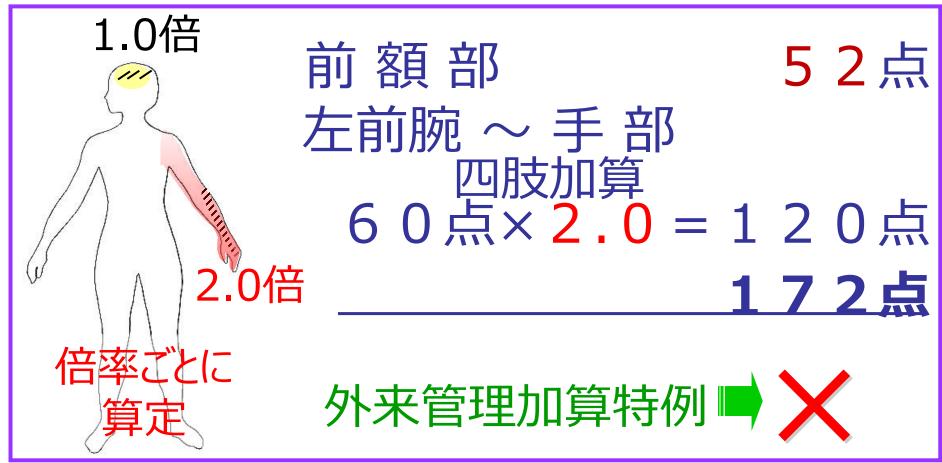
取り同い口学し昇止

copyright@2025RIC All Rights Reserved

例題

再診時に創傷処置を前額部に30㎡、 左前腕から左手部に連続して150㎡ 行った場合

(同一疾病又はこれに起因する病変の場合)

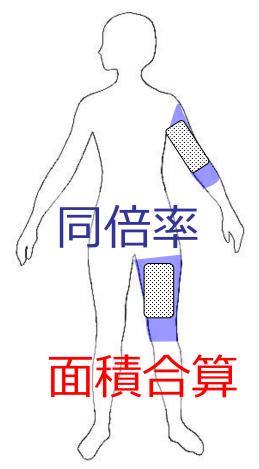


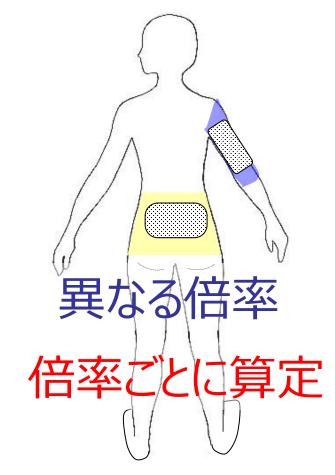
RIC copyright@2025RIC All Rights Reserved

処置の特例

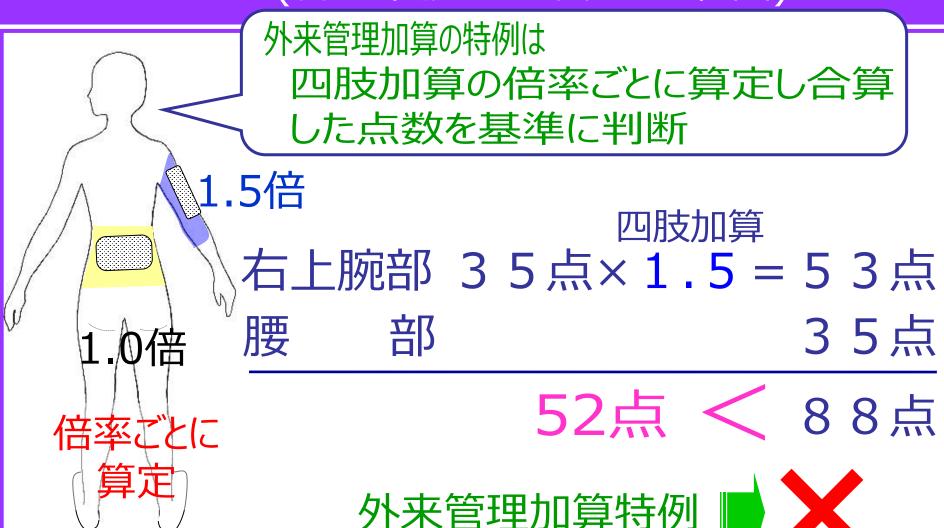
「湿布処置」

四肢加算の倍率ごとに算定し合算





右上腕部と腰部に湿布処置を行った場合 (各々半肢の大部以上の範囲)



リハビリテーション及び処置の併施

温布処置等と介達牽引・手技・器具等の併施り異なる部位(局所)に行った場合に限る

湿布処置等

四肢加算の倍率ごとに算定合算

+

介達牽引·手技·器具等 合計2部位(局所)まで 又は

介達牽引・手技・器具等合計3部位(局所)まで

疾患別リハビリテーション料

(1単位)	(I)	$(\ {\mathbb I} \)$	(III)								
心大血管疾患 リハビリテーション料	250点	125点									
脳血管疾患等 リハビリテーション料	250点	200点	100点								
廃用症候群 リハビリテーション料	250点	200点	100点								
運動器 リハビリテーション料	190点	180点	8 5点								
呼 吸 器 リハビリテーション料	180点	8 5点									

早期リハビリテーション加算 25点 初期加算 45点 急性期リハビリテーション加算 50点 copyright@2025RIC All Rights Reserved

…算定可

ADL加算

30点(1単位につき)

入院中の傷病労働者に対し、

訓練室以外の病棟等において 早期歩行、A D L の 自立等を目的とした疾患別リハビリテーション(I) (運動器においては(II)を含む)を行った場合

又は

医療機関外において疾患別リハビリテーョン(I) (運動器においては(II)を含まない)を算定できる 訓練に関するリハビリを行った場合

四肢加算 1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

疾患別リハビリテーション料 心大血管疾患リハビリテーション料 脳血管疾患等リハビリテーション料 廃用症候群 リハビリテーション料 動器リハビリテーション料 運 吸器リハビリテーション料 呼

早期以八加算·初期加算 ... 四肢加算 急性期以八加算·ADL加算 对象外

レセプト記入例(算定例)

摘 要

(80)*運動器リハビリテーション料(I)1単位

(理学療法士による場合)四肢加算×1.5

 285×1

早期リハビリテーション加算

 25×1

ADL加算

30 × 1

実施日数 1日

リハビリ疾患名 膝蓋靭帯損傷

リハビリ起算日 (受傷日)〇年〇月〇日

RIC copyright@2025RIC All Rights Reserved

標準的算定日数に係る取扱い

必要性及び効果が認められる場合は、標準的算定日数を超えて算定できる。標準的算定日数を超えた場合の「単位数上限」は適用しない。

「単位数上限」(1月13単位)を超える場合は ・レセプト摘要欄に医学的所見等を記載 又は

・「労災リハビリテーション評価計画書」添付

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリと介達牽引・手技・器具等の併施



介達牽引・手技・器具等は異なる部位(局所)に行った場合に限る

リハビリ

+

介達牽引·手技·器具等 いずれか1部位(局所) 又は

介達牽引・手技・器具等合計3部位(局所)まで

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリと湿布処置等の併施

リハビリ

+

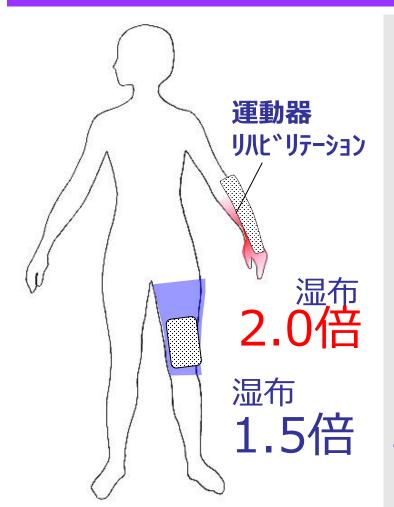
湿布処置 等 (いずれか 1 部位)

同部位 算定可

算定例3

左手部~左前腕 左手部~左前腕 左大腿 運動器リハ(Ⅲ) 1単位 湿布処置

湿布処置





リハビリテーション及び処置の併施

リハビリ、湿布処置等と

介達牽引・手技・器具等の併施



湿布処置等と介達牽引・手技・器具等は異なる部位(局所)に行った場合に限る

リハビリ

湿布処置等 (いずれか1部位)

介達·手技·器具等 1部位(1局所)

湿布処置等 四肢加算の倍率ごとに算定合算

介達牽引·手技·器具等合 計2部位(局所)まで

又は

介達牽引·手技·器具等合 計3部位(局所)まで